

麻問屋 神田家勘定帳(明治期)の会計処理について

——わが国簿記会計史を背景として——

山崎佳夫

1 まえがき

本稿は、「麻問屋 神田家勘定帳(大正期)における会計処理の特徴」(本誌Ⅶ巻1983年3月)の続編としてしたためたものである。前稿において指摘したごとく、神田家勘定帳の会計的特徴は、(1)会計制度において二重構造がとられ、(2)特異な方法で「営業損益」および「純損益」(増減資)の算定が行なわれていること、(3)日本固有の帳合法(和式帳合)が一貫して遵守されていることである。以下において、明治期を中心にこれらの特徴を一層明白にするため、日本簿記会計史のなかで浮き彫りにしたいと思う。次節において(1)および(2)を取り上げ、第3節において(3)を取り扱うであろう。

本稿は、自己完結的なものであるが、神田家勘定帳の性格を知る上で、前稿を参照して頂ければ幸いである。注目したいのは、同じ「会計処理」を研究の対象として取り上げる場合でも、簿記会計史的にみれば、「明治期」と「大正期」とでは、それぞれ制度的意義を異にするということである。また「複式簿記」に属しないというだけで、「和式帳合」が不完全であることを意味するものではない。歴史的にみれば、企業の経営形態に照応して、和式帳合の会計処理にも高く評価されるべきものがあると思う。^注

注 神田家の勘定記録は、つぎの書物によって公にされた。

「麻問屋 神田家勘定帳」(昭和53年)

「続麻問屋 神田家勘定帳」(昭和55年)

「第1次大戦後不況期 麻問屋の経営記録」(昭和55年)

最初のものに明治期の記録が収められ、後の二書に大正期の記録が収められている。いずれも富山大学日本海経済研究所の史料集として刊行された。

2 神田家の帳合

簿記会計上、重要なのは、資本概念の成立である。神田家勘定帳において、その記録は明治3年に始まるが、明治11年から明治20年までのものが欠如している。残された記録の上から判断せざるをえないが、資本概念(「正味引去」「引残テ」)成立の萌芽は、(1)資産(2)負債(3)資本が出揃った明治6年度に遡ることができるであろう。しかし厳密にいつて、資本概念の確立は、(1)資産(2)負債(3)資本および(4)利益の4者が整った明治22年度以降であると考えるのが理論的ではないかと思う。

一般に資本概念は、 $資産 - 負債 = 正味財産$ の計算方式から生ずる抽象的総額であり、自己資本を指すものであった。そこで営業年度の純損益は、当期末資本(期末正味財産)から期首資本あるい

は前期末資本（期首正味財産）を差し引いた差額として求められる。したがって期首資本あるいは前期末資本（期首正味財産）に純損益を加減して当期末資本（期末正味財産）が得られる関係にある。しかし、神田家勘定帳の損益は、まず営業損益として、ついで純損益（増減資）として、下記の方式によって算定された。

- (1) 流動資産－流動負債＝当期末資本
- (2) 当期末資本＋特別支出＝修正資本
- (3) 修正資本－前期末資本＝営業損益
- (4) 営業損益－特別支出＝純損益（増減資）

例示すれば、次表の通りである。

神田家元帳の計算構造

年度	明治22年	明治27年 ～29年上期	明治32年下期 ～33年	明治38年上期	明治44年
会計期間	1年	2年8月	1年4月	8月	1年
流動資産	6,725009	10,210717	16,407719	25,537679	41,14596
流動負債	720295	643458	7,052807	6,84520	17,93770
当期末資本(1)	6,004714	9,567259	9,354912	18,692479	23,20826
特別支出	424279	1,348403	4,57885	1,195632	4,21073
修正資本(2)	6,428993	10,915662	13,933762	19,888111	27,41899
前期末資本	(明治21年) 5,273908	(明治26年) 7,087903	(明治32年上期) 10,865611	(明治37年) 15,275482	(明治43年) 21,325018
営業損益(3)	1,155085	3,827759	3,068151	4,612629	6,093972
純損益 (増減資)(4)	730806	2,479356	-1,510699	3,416997	1,883242

営業損益から特別支出（土地・建物・有価証券等）を控除した額がいわゆる純損益であり、前期末資本に対して増資もしくは減資の額となる。明治22年度では730円806（増資）、明治29年度では2,479,356（増資）、明治33年度では1,510,699（減資）、明治38年度では3,416,997（増資）、明治44年度では1,883,242（増資）がそれである。このように資本金は決算期毎に増減する。資本の額は固定しないから、留保利益または繰越損失というものはなかった。他方、神田家の個人的支出をふくむ特別支出は、正に営業利益の処分項目である。注目したいのは、損益が営業損益と純損益（増減資）の2段階で把握されていることである。

会計年度は、原則として1年決算制をとっているが（商法第26条・明治32年）、1年未満の決算期が4期、1年4か月決算および2年8か月決算がそれぞれ1期みうけられる。決算日に1月あるいは8月を選んでいるのは、それらが営業の閑散な時期であり、かつ棚卸しが比較的容易なためであろう。また明治期において、所得税の課税（明治20年）は個人を中心としたから、会計年度の設定は余り厳しく規制されなかったものと思われる。（ちなみに、所得税が法人にも課されるようになったのは明治32年以降である。）

神田家勘定帳において、正味財産（純財産）概念は流動資産から流動負債を控除することによって求められた。すなわち、資本は流動資本ないし運転資本として扱われたのである。そこでは、土地・建物・有価証券等は、営業上の（流動）資産と区別された。確かに土地・建物・有価証券は(注1) 克明に記録されているが、それらについての評価損益や売買損益は計上されなかった。

しかし、このような処理は、当時広く認められた会計慣行であって、資本には固定資産への投下分は含まないのが一般であった。当時としては、土地・建物は「^{まつだいもの}末代物」として区別され、事業の勘定に記入して管理する対象ではなかったのである。本家（財務部）と店（営業部門）を区別するとすれば、土地・建物の取得・維持管理は本家の担当であり、営業部門ではそれらは「本家より拝借」と考えられたから、店の資本管理計算には入らないものとされた。営業部である店の会計は、管理責任の範囲として「流動資産－流動負債」に照応した正味運転資本に限られたのである。これを家計との混同と考えるのは必ずしも正しくない。^(注2)

神田家の会計処理においても流動資本を中心とし、資本が増殖すれば、その分は神田家に帰属し、そこから土地・建物・有価証券等の購入（個人的な消費支出をふくむ）がなされた。この場合「財産三分法」が与って影響したものと思われる。これらの支出は営業利益の処分とみられるが、固定資産等は神田家の所有物となり、営業上の資産として掲記されることはなかった。

なお神田家の勘定帳において、理論的に興味深い項目は、(1)別途準備金、(2)小払係り予備金と(3)給料預り金である。(1)は、貸倒れに備えて明治35年度以降、継続的に設定されている。しかし、法定準備金（商法第219条明治23年・第194条明治32年）とは無関係である。(2)の設定は、明治21年度に遡って見受けられる。これは、定額資金前渡制（*imprest system*）に相当するものと解せられる。(3)については、資料的確認はないが、当時一般の慣行によれば、住込み従業員に対する給料の預り金（現金支給せず）であって、個人的支出（必需品等で店の立替え分）と相殺された。預り金残高は、暖簾分けや退職の時まとめて支払われたものと思われる。かかる給料の支払形態は、大正期に入って恒常化している。

また事業年度の終に、店主は1年の概況を記した。表題は「備考」として、商況を述べさらに米作や戦勝等にも言及している（明治35・36年，38～43年）。経理の責任者は、支配人・勘定係・調査人と称し、神田家一族の中からこれに当る人が出たようである。

注 (1) 前稿において、私は神田家勘定帳の会計的特徴として計算制度の二重性を挙げ、複会計制（*Double Account System*）に通ずるものがあると述べた。その記録は、財産のすべてに亘っているが、固定資産等については、営業外の別勘定扱いとされているからである。しかし、*Obligation basis* は明白でない。

複会計制はイギリス鉄道事業法（*The Regulation of Railways Act 1868年*）によって設定されたものであるが、わが国において、この制度を最初に採り入れたのは鉄道省（帝国鉄道会計）であるといわれる（1872年）。この会計システムは後年、逓信省の通信事業会計、大蔵省の専売事業会計、さらに八幡製鉄所（官営）の会計にも採用され、当時としては最も進歩した会計制度であった。

(2) 小倉栄一郎稿「日本会計史(1)わが国固有の簿記会計法」「体系近代会计学Ⅵ」所収

3 洋式帳合と和式帳合

簿記会計史において重要な意義をもつものは、明治6年（1873年）における福沢諭吉の「帳合之法」とA. A. Shandの「銀行簿記精法」との公判である。「帳合之法」は初編（単式簿記・明治6年）と後編（複式簿記・明治7年）の各2巻からなる簿記技術の解説書である。それはBryant & Stratton; *Common School Bookkeeping, N.Y.*, 1871の訳書であった。ともかく上記二書は西洋式簿記法として、わが国に最初に紹介された歴史的文献である。

これより先、政府は明治5年8月、近代的国民教育制度「学制」を頒布し、小中学校・師範学校の教科目に「記簿法」を加えた。始めは「帳合之法」と「商家必用記簿法」(加藤文斌訳)が教科書として用いられた。しかし、文部省顧問 D. Murray. 雇教師 M.M. Scott らの意見によって、C. C. Marsh の2書 (A Course of Practice in Single-Entry Book-keeping, 1871, Science of Double-Entry Book-keeping, New York 1871) が教科書に選ばれ、これらを小林儀秀 (文部省6等出仕) が翻訳して文部省から出版した。すなわち、

「馬耳蘇氏記簿法」1・2 (明治8年3・10月)

「馬耳蘇氏複式記簿法」上・中・下 (明治9年9月)

上記の書物は、明治初期において最も普及した簿記教科書であって明治11年に至るまでに数十版を重ねたといわれる (ただし、文部省出版は初版だけであった)^(注1、2)。

このように「洋式帳合」が導入されると、それが「和式帳合」を駆逐して一斉に普及するかと思われたが、事実は相違して極めて低調であった。とくに老舗では、洋式帳合を採用しようとする機運は容易に生じなかったという^(注3)。

「明治6年の頃『帳合之法』を發行して書物は売れたれども、さてこの帳合法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し。聊か落胆せざるを得ず。」(「福沢論吉全集緒言」明治30年, 122頁)

商法は、明治23年4月総則・海商編・破産編が公布され、翌24年1月から施行される筈であったが、その施行をめぐる法典論争が起り、その実施を延期するの止むなきに至った。商法は、明治26年その一部(会社編)が施行されたが、明治32年3月全面改正の上公布され同年6月施行された。ともかく民商法典の成立は、明治後期における企業会計制度に対し深刻な影響を及ぼすかに思われた^(注4)。

商法第32条「各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ3ヶ月内ニ又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産、不動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ

財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス 弁償ヲ得ルコトノ確カナラサル債権ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス」(明治23年)

商法第26条「動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ、動産、不動産、債権、其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」(明治32年)

明治24年商法典施行にあたり、商人は商業帳簿を設ける義務のあることを知って、洋式簿記に転換しようとするものが続出したが、依然和式帳合でも用が足りると主張するものも多く、つぎのような著書が発刊された。

磯村音介・斉藤軍八郎共著「商法活用 帳合之法」(明治23年)

伊藤岩次郎著「簿記正法 商法帳簿式」上・下(明治24年)

やがて商法の要求が限定的なものでないことが判明すると、洋式帳合へ転換する動きは停止し旧に復してしまつたといふ。^(注5)

洋式帳合の導入を契機として、官民による簿記教育の奨励と民商法の制定によって簿記普及の環境は熟したにもかかわらず、その採用に対し一般商家の壁は厚かつた。何故であろうか。

和式帳合についていえば、とくに教科書があつたわけではなく、それぞれの商家における番頭・手代によって、固有の記帳法が伝承されるというものであつた。それに秘密主義が強く作用したから、ある商家の帳合法が他家へ伝授されることは稀であつた。ところが商家の中には、洋式帳合にも劣らぬ独創的な帳合を作り上げたものも現れるに至つた(出雲帳合、中井家帳合)。しかし老舗でありながら、比較的単純な原理のまま改良することもなく、永年その記録法を継承してゐた事例も少なくなかつた。^(注6)

他方、商業帳簿(会計帳簿・財産目録・貸借対照表)に関する明治商法の規定は、複式簿記を前提とするものではなかつた(この考えは現在にも及んでいる)。それらの規定は昭和13年に一部改正されたが、まとまつた型で整備されるには、なんと昭和49年の改正を待たねばならなかつた。いかに啓蒙的な規定であっても、これを受け入れる社会的基盤が具わっていなければ、制度は根付かず育たないと思ふ。まして不備な規定のまま温存されるにおいておやである。^(注7)

大福帳には債権(売掛金)と債務(買掛金)の明細表という性格のものから、総勘定元帳の役割を果すものまであつた。^(注8) 神田家勘定帳は、正に後者に属する。つぎに神田家勘定帳の記録の一部を示し、和式帳合への固執あるいは和式帳合から洋式帳合への移行において障害となつた原因のいくつかを探るよすがにしたいと思ふ。原本は、毛筆で右から左への縦書であることはいうまでもない。

注 (1)(4) 黒澤清著「日本会計学発達史序説」10, 11, 27, 28頁

(2) 明治期の「簿記書中心時代」は、青木茂男教授によってつぎのように特色づけられている(「日本会計発達史」68頁)。(1)当初は英国や米国の簿記書の翻訳や、それに倣つた書物が多かつた。(2)簿記一般のほか、銀行簿記、商業簿記が中心であつたが、次第に事業別の応用簿記の著書も出てきた(20年代)。(3)明治39年以後カード式記帳法やルーズリーフ式の簿記を紹介する書物がみられるようになった。(4)会計学の書物の先駆的なものの発刊をみた(40年代)。

(3)(5)(6) 小倉栄一郎「前掲稿」

(7) 半世紀以上にわたつて明治商法の会計規定を温存させたものは、わが国の伝統的な家父長制のもとで、家族企業(同族会社・財閥会社・非公開会社・家業的企業形態)が支配的であつたという歴史的事実にあるといわれる。

イザヤ・ベンダサンは、日本人の遵法精神について、つぎのような観察を行っている。日本の「裁判所においては『法』と『法外の法』との両方が勘案され判決が下される。……法律は『人間性を無視しない範囲内』では厳然として存在し、それをおかせば罰せられるのである。……ここに日本独特の弁証法がある。すなわち『人間性』と『法』との弁証法とも言うべきもので、これは非常にゆっくりだが一種の正→反→合をくりかえしている。」(「日本人とユダヤ人」P P, 105—107)

(8) 小倉栄一郎教授によれば、(1)装飾の役割にすぎない大福帳(2)貸借関係の人名別記録計算簿たる大福帳(3)総勘定元帳の用法の大福帳に分けられる(「江州中井家帖合の法」7—11頁)。

また大福帳式簿記法は、「明治初年から大正末期にかけて、新興の大会社から、地方大商人へとななめに走つた洋式簿記への転換という大氷河に遮られて、……その進化のプロセスを絶たれてしまつた。」(「前掲

書」序)

明治44年度 神田家勘定帳 (要約)

麻苧 (アサオ) 之部(イ)	貳千八百六拾六円拾九銭八厘
続子 (ツツネ) 之部(ロ)	壹千五百四拾六円六拾四銭貳厘
紮 (カセ) 帳之部(ハ)	貳百九拾四円参拾四銭八厘
布出機帳之部(ニ)	貳千九百六拾貳円四拾銭七厘
麻糸之部(ホ)	六百拾貳円九拾五銭五厘
製造部現在原料有高之部(ケ)	四百七拾五円四拾銭貳厘
(注(1)) 諸部(ト)	壹千参百貳拾八円参銭八厘
(注(2)) 諸品之部(チ)	百四円廿壹銭
製麻糸・麻苧売上貸之部(リ)	参千七拾八円八拾八銭
有布之部(ヌ)	壹万七千貳百六拾九円四拾壹銭
布売上貸之部(ル)	九千九百四拾八円四拾七銭
有価証券之部(ヘ)	参百七拾九円
貸金之部(コ)	貳百八拾円
合計 (流動資産)	四万壹千壹百四拾五円九拾六銭
(注(3)) 可支払金其他 (流動負債)	
(差引)	壹万七千九百参拾七円七拾銭
本店現在資本金 (当期末資本)	貳万参千貳百八円廿六銭
(注(4)) 特別支出金 (加算)	四千貳百拾円七拾参銭
合計 (修正資本)	貳万七千四百拾八円九拾九銭
明治44年1月9日棚卸シ勘定 (前期末資本)	
(差引)	貳万壹千参百廿五円壹銭八厘
明治44年度中満壹ケ年間ノ 本店利益金	六千九拾参円九拾七銭二厘
備考	
明治44年1月勘定 (前期末資本)	貳万壹千参百廿五円壹銭八厘
明治45年1月勘定 (当期末資本)	
(差引)	貳万参千貳百八円廿六銭
増金 (増資)	壹千八百八拾参円廿四銭貳厘
麻布取扱年計 (買入入荷高, 販売出荷高)	
当家所有1月8日現在株式其他 (列举)	

注 (1) 東砺波麻布組合積立金・貯金預額・帝国製麻会社・麻糸販売保証金等

(2) 蚊帳, 晒布, 萌黄染等

(3) 帝国製麻会社 (未払糸代), 銀行当座借越高, 織物消費税 (戦時立法) 未納分, 未払運送費, 未払手

教科、給料預り金、滞貨準備金、小払係り予備金その他

(4) 土地・工場、普請費、株式、道具、分与金その他

上記の記録から、和式帳合における記帳上の特徴を、洋式帳合のそれと対比して、つぎのように表示することができる。

記帳技術対照表

和 式 帳 合	洋 式 帳 合
和紙(無罫)と筆(墨)の使用	西洋紙とペン(インク)の使用
右から左へ記入(右捲り)	上から下へ記入(左捲り)
漢数字による縦書き	アラビア数字による横書き
定位文字(壱・拾・百・千・万)の使用(位取りの判別困難・そろばん必要)	1,000単位の位取り使用(筆算可能)
収・支(入・出)の混合並記(検算困難)	貸・借(+・-)の分記(検算可能)
単式記入	複式記入(自検作用あり)
帳簿とそろばんの分離	帳簿と筆算の一体化

注 洋式帳合の場合、記帳技術の根底には、貸借平均の理法が潜在する。

上の表にみるごとく、和式帳合と洋式帳合の間には、多くの異質的な要素の存在することが判る。それらは、記帳原理の違いからくるもので、両者において共通なものや結び付くものを求めることは困難である。神田家勘定帳が、明治期・大正期に亘って永年一定の会計処理法—和式帳合—を踏襲してきた事実は、それが当時の経営的必要を満たすに十分であったか、少くとも不便を感じさせなかったという証左であろう。あるいは、記録・処理の方法の不備について、深く考慮することなく無条件に旧来の方法を墨守してきたものであろうか。神田家の場合、勘定帳の不備は、補助簿等の増設によって補われてきたとも解せられる。いずれにしても、これらのことが、多くの技術的障害を克服し、永年使いなれた和式帳合を放棄してまで、洋式帳合を積極的に導入する理由とならなかったわけである。一般に当時としては、洋式帳合の原理が十分に理解されなかったか、理解されてもそれを採用するほどメリットが大でないと判断したものと思われる。

洋式帳合は、reading(読み) writing(書き) reckoning(計算)は三位一体となってBook-keeping(簿記)を形成している。そこでは記帳と計算が一体化する関係にある。つまり帳簿紙面の様式と、アラビア数字による「筆算」とがマッチしているのである。

これに対し、和式帳合では、読み・書き・そろばんは商人の心得として重要視されたが、記帳(読み・書き)と計算(そろばん)とは分離していた。すでにみたように、記帳は摘要も数も毛筆をもって縦書きの形式で記された。その計算は、元帳の紙面とは別の、そろばんの上で行われた。答は、五進法の玉を操作する(熟達者は頭の中にそろばんを浮べた)ことによって容易に得られたのである。そこではアラビア数字を知らなくても良く、したがってまたあえて筆算をする必要もなかった。^(注1)

私は、洋式帳合への移行の妨げとなった最大の要因は、商家に深く浸透していた「読み・書き・そろばん」の伝統的教育とその実践にあつた^(注2)と思う。

注 (1) 福沢諭吉は「帳合之法」の中に初めて日本数字の十進法縦書き(一から九までと〇を用いる)を紹

介した(西川孝治郎稿「日本会計史(2)洋式簿記のわが国への導入」「体系近代会计学Ⅵ」所収)。

(2) 算盤は、中国語で「スアンパン」といい、元(1279—1368年)の末期には、中国全土に普及していたといわれる。わが国には、室町時代の終りごろに、貿易ルートを通して渡来したが、実際に広く使用されるようになったのは、江戸時代になってからである。この時代の算師毛利重能は、算盤塾を開いて普及に努めた。

江戸時代から一般に普及した教育機関は寺子屋であり、農・工・商の庶民の子弟を收容した。そこでは、読み・書き・そろばんが、教育の三大目標であった。それらは、京都における老舗の家訓にもふくまれていた。

「仕事の合間には、読み、書き、算盤の稽古を心がけること。」(湯浅徳兵衛「誓約書」)

「首尾よく勤め揚げて別家(のれん分け)しても、読み、書き、十露盤ができなければ、何かにつけて不自由であり難儀なことは目に見えている。」(虎屋黒川家「掟屋」)

しかし、寺子屋の教育内容は、手習所と称せられたほど、「書き」すなわち毛筆による習字を主として教えるものであったが、同時に、字義・句意・文意等も併せて説明した。寺子屋のうち、読み、書きだけを教えたものが全体の60%を占めていた。のちに「手習い」という語は、文字を書くだけの練習から発展して、学問を意味するまでになった。「手習いは坂に車を押す如し。」学問は少し油断すると後戻りする。逆に言って、学問は書物を読み字を書くことである。「読み書き」即学問である。

商いの都大阪では珠算のみを教える「そろばん」屋と称する寺子屋が多かった。「そろばんづく」「そろばん高い」「そろばんが持てぬ」「そろばんの玉はずれ」等々、損得を基準とする語句は商人間で生れたものであろう。

つぎに、外国人の「そろばん」考を付記しよう。日本人は「伊太利流の簿記法を知らないが、勘定は正確で、売買を記帳し、一切が整然として明白である。彼等の計算は細い棒の上に円い小玉を刺した板の上で行なわれる。加減乗除比例まで整数分数ともでき、そうして和蘭におけるよりも、また速算家でない尋常の和蘭人が計算するよりも、一層迅速正確である。」(Francois Caron; Rechte Beschryvinge van het Machtigh Koninkrijk van Japan, 1661・幸田成友訳「日本大王国志」216頁)

日本人は「アラビア数字と長らく接触せず、従って筆算できなかったということが、逆にソロバンという5進法計算器を極限まで活用する道を開き、同時にこれが徹底的に普及して(一種の計算器がかくも長期間、一国民に徹底的に利用されている例は他にない)、玉で……数を自由自在に扱うに至ったというのは、全く特異な現象である。」「数字を見つつ(あるいは聞きつつ)意識的思考を極力排除して、無心で半ば放心状態で指を動かす、すると、『答が出る。』」(イザヤ・ベンダサン「前掲書」225頁、230頁)

4 あとがき

会計制度は、もともと私的かつ非公開のものであった。商家は秘密主義を守ったから、会計処理の原則および手続について情報の交換が活発に行なわれたとは思われない。しかも、一般に和式帳合においては単式記録が支配的であった。

神田家の記録も単式であるが、勘定帳において、すべての記録が統括された。一部の進歩的な旧家(田部家・中井家)は両面ないし複式の記録を具えていたが、神田家の勘定帳には複式記録のきざしを見出すことはできなかった。しかし、当時として、それは平均的な商家の勘定帳に勝るとも劣るものではなかったと判断する。とくに、補助簿等をふくめて、その記録の網羅性(完全性)と処理の一貫性(継続性)において。

簿記会計史上、明治期の特徴は、簿記の導入と、官民あげて、その教育に力の注がれたことである。それにもかかわらず、商家への簿記普及は、思うように進捗しなかった。他方、明治商法にお

いて、商業帳簿に関する規定（明治23年・32年）は、複式簿記の採用を強制するものではなかった。またそれが要求する財産目録は、和式帳合をもって充分これを作成しうるものであった。

これらの状況は、神田家元帳においても例外ではなかった。何ゆえに複式簿記が採り入れられなかったのか。和式帳合と洋式帳合との記帳技術的対比—そこには原理的相違が潜在する—において、普及の障害となったものを、一般論として述べたつもりである。それは、「読み・書き・そろばん」を中心とする寺子屋式教育に対する軌道修正の難しさの中にあつた^(注)と思ふ。

注 ほかにつぎの文献を参考にした。

神戸大学経営学研究室編「平井泰太郎経営学論集」(第21章出雲帳合の性質)

西川孝治郎稿「わが国固有の帳合法について」企業会計7巻7号